

ビジネスニュース

税理士・社会保険労務士・行政書士 西山秀一事務所



労務・保険

< 社会保険・労働保険の確認 >

社会保険

- 国民の生活を保障するために国が定めている保険制度
- 大きく分けて**年金保険・医療保険・介護保険**がある

健康保険 (医療・介護)

- 業務外の負傷、疾病、出産等に関する保険給付
- 会社と従業員で折半して負担 ※**健康保険組合**は負担割合が違う場合あり

厚生年金保険

- 老齢、傷害、死亡についての保険給付
- 会社と従業員で折半 ※**児童手当拠出金**は全額会社負担

◆正社員又はパート、アルバイト等で**正社員の4分の3**（週30時間）以上働く従業員は健康保険・厚生年金と両方強制加入

◆2ヶ月以内の有期雇用であれば加入しなくて良い ◆従業員負担分は給与から天引き ◆毎月納付

労働保険

- 労働者の雇用と生活を守るための保険制度
- 労働者災害補償保険（**労災保険**）と**雇用保険**の2つに分類される

労災保険

- 業務中、通勤時の負傷、疾病等に対する保護
- パート・アルバイト・日雇い労働者などを含む使用従属関係があり賃金が支払われる全ての労働者は加入

雇用保険

- 失業時の給付、就業促進など
- 週20時間以上働く労働者（パート等も含む）は加入 ※**事業主・役員・同居の親族等は除く**

◆従業員負担分は給与から天引き

◆年一回又は3回分割で納付

! 保険に関わる注意事項

①健康保険・厚生年金の「**定時決定**」

対象者：7月1日時点で雇用している全ての被保険者

提出時期：7月1日～7月10日（火）まで

提出する物：算定基礎届

提出先：年金事務所

②労災保険・雇用保険の「**年度更新**」

対象者：雇用形態に関わらず労働の代償として賃金を受ける全ての者

提出時期：6月1日～7月10日（火）まで

提出する物：労働保険料概算・確定保険料申告書

提出先：労働基準監督署

「**随時改定**」

→昇（降）給によって元々決定された報酬月額に該当しなくなった場合、定時決定を待たずに報酬月額を改定します。

「定時決定」とは??

→毎年1回決まった時期に4～6月までの給与額をもとに算出し全ての被保険者について標準報酬月額の見直しを行い、決定すること。

「年度更新」とは??

→①前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付、②新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きを行うこと。

③その他 注意事項

- ・住民税（特別徴収）：特別徴収税額決定通知書に合わせて給与システムに入力が必要です。5月末日までに市町村から書類が届くので、システムの変更と併せて従業員さんに通知書を渡してください。

